

新潟市入院者訪問支援事業実施要綱

(目的)

第1条 精神科病院の入院者のうち、特に医療機関外の者との面会交流が途絶えやすくなることが想定される患者からの希望に基づき、訪問支援員が精神科病院へ訪問し、入院者と会話を交わし体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、入院中の生活に関する一般的な相談や必要な情報提供等を行うことで、入院者本人の孤独感や自尊心の低下を解消することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は新潟市（以下「市」という。）とする。ただし、市長は事業の一部を適切な事業運営ができると認められる団体等に委託して実施することができる。

(支援対象者)

第3条 本事業の支援対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 原則として、市内の精神科病院の入院者のうち、市町村長同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者

(2) 精神科病院の退院後生活環境相談員等の職員が(1)と同等に支援が必要として本事業を紹介した入院者であって、本事業による支援を希望し、市長が認めた者

(訪問支援員)

第4条 訪問支援員は、厚生労働省が定めたカリキュラムに沿った研修を修了した者のうち、市長が選任した者とし、支援対象者からの求めに応じて、入院中の精神科病院を訪問し、支援対象者の話を誠実かつ熱心に聞くほか、入院中の生活に関する相談、必要な情報の提供等を行う。

(訪問支援員養成研修の実施)

第5条 市長は、厚生労働省が定めたカリキュラムに沿って、訪問支援員の業務を行うために必要な知識・技能等を習得するための研修を実施する。

(事業の周知)

第6条 市長は、精神科病院及び第3条に掲げる者に対し、本事業についての周知を図る。

(推進会議)

第7条 市長は、次に掲げる事項を行うため、推進会議を開催する。また、開催にあたっては、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため令和2年度に設置した新潟市精神障がい者の地域生活を考える会を活用する。

(1) 本事業の実施内容の検討や見直し等を行い、関係者の合意形成を図るための協議

(2) 本事業全体の評価及び検証

(実務者会議)

第8条 市長は、個別の支援のあり方や課題等について、本事業の円滑な推進と更なる充実を図ることを目的に、訪問支援員や訪問支援を受け入れる精神科病院の関係者等の実務者との会議を随時開催する。なお、実務者会議での協議事項については、適宜、推進会議に報告する。

(個人情報の保護)

第9条 本事業に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、その職務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

(訪問支援員の派遣に係る費用)

第10条 市長は、本事業による訪問・面会を実施した訪問支援員に対し、予算の範囲内で報償費を支給する。

2 前項の謝礼の額は、時給4,000円とする。

3 本事業による訪問・面会を実施した訪問支援員に対し、新潟市旅費条例（昭和32年条例第47号）に規定される額を超えない範囲で、交通費実費を支払うことができる。

4 訪問支援員が自治体に属する常勤職員である場合は、謝礼及び交通費を支給しない。

5 市長は、訪問支援員の活動中の事故等による損害を補償するための保険に加入する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、別に定め

る。

附 則

この要綱は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。